

# 令和2年7月豪雨からの 復旧・復興プラン

## 【参考資料】

本資料は、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン（以下「プラン」という。）に掲げる取組みのうち、「3 新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策及び被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組み」について、現時点の具体的な内容を整理しています。

取組みの内容については、今後の復旧・復興の進捗状況により、適宜、見直しを行っていきます。

併せて、プランには掲載していない、「発災当初の取組み（概ね3ヶ月）」についても、その内容及び実績等について整理しています。

なお、プランに掲げる「4 持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョン」に掲げる取組みについては、今後、県及び市町村と連携しながら、具体的な取組み方針や内容を検討していく予定です。

令和2年11月24日

熊本県企画振興部球磨川流域復興局

## 目 次

### 新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策 及び 被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組み

○ 流域全体の総合力による“緑の流域治水”	1
○ I すまい・コミュニティの創造	10
○ II なりわい（生業）・産業の再生と創出	16
○ III 災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり	19
○ IV 地域の魅力の向上と誇りの回復	24

### 発災当初の取組み（概ね3ヶ月）

○ 事前の備えと救助活動	27
○ 医療救護活動	28
○ 避難所等の運営支援と仮設住宅等の提供	29
○ 要配慮者への支援	31
○ ボランティアの受入れと協働	33
○ 孤立集落の解消	34
○ 行政機能の早期復旧	35
○ 災害ごみ・土砂等の撤去	36
○ 生活インフラの復旧	38
○ 公共土木施設等の復旧	39
○ 教育環境の回復・文化財の復旧	41
○ 商工観光業への支援	43
○ 農林水産業への支援	45
○ 農林水産業施設等の復旧	47
○ 被災地の犯罪抑止・犯罪取締り等	48

# 新たな治水の方向性を踏まえた治水・防災対策 及び 被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組み

## 流域全体の総合力による“緑の流域治水”

～生命・財産を守る安全・安心の最大化と環境への影響の最小化のベストミックス～

### 速やかな再度災害防止のための緊急治水対策

取組み名	河道掘削、堤防整備などの河川改修の計画的実施
担当課	土木部（河川課）
取組みの概要	○河川については、従来の堤防整備や各施設の長寿命化といったハード対策と、避難体制の強化やダムの事前放流等のソフト対策に加えて、新たに「流域治水」の考え方を踏まえた水害に強い地域づくりに取り組む。 ○流下能力が低い河川について、洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河川改修を計画的に実施。

取組み名	堆積した土砂・流木の早期撤去
担当課	土木部（河川課、砂防課）
取組みの概要	○河川の流下能力の回復を図るため、堆積した土砂を撤去。 ○砂防えん堤の機能回復を図るため、堆積した土砂、流木を撤去。

取組み名	球磨川支川や佐敷川等の災害復旧や改良復旧
担当課	土木部（河川課）
取組みの概要	○被災した河川について、必要な応急工事を実施したうえ、国や市町村と連携して早期に復旧。工事に当たって発生する掘削残土を有効活用。 ○災害復旧は原型復旧が基本であるが、被災流量が現況流下能力を超え、洪水により川沿いの市街地が広範囲に浸水した河川等では、再度災害防止のため、必要に応じて改良復旧の実施について、国と協議を行いながら取り組む。

取組み名	山地災害の早期復旧と砂防・治山施設の整備
担当課	農林水産部（森林保全課） 土木部（砂防課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○山地災害の早期復旧に向け、地域材や発生土砂の有効活用を図りながら復旧対策に着手。</li> <li>○被災した砂防施設（砂防えん堤、急傾斜施設、渓流保全工等）の災害復旧を実施。</li> <li>○土砂災害が発生した箇所について、急傾斜地の法面保護等の実施や、次期出水により下流に著しい被害を与えるおそれのある渓流に対し、災害を防止するため砂防ダム等を設置。</li> </ul>

取組み名	市房ダムの事前放流などのフル活用に向けた農業者等との連携による再開発
担当課	土木部（河川課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係利水者と調整のうえ、豪雨が予測される場合に事前放流等を実施し洪水調節容量を増加。</li> <li>○更に、洪水調節機能を向上するために、放流設備の改造（放流孔の増設等）を実施。</li> </ul>

取組み名	地域と連携した水田貯留機能のフル活用による「田んぼダム」の推進
担当課	農林水産部（農村計画課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「田んぼダム」とは、田んぼに設置している排水樹の堰板を加工することで、水田に降った雨水を一時的に貯留し、排水路や河川への流出を遅らせ、ピーク流量を低減させることにより、下流域の浸水被害を抑制するもの。</li> <li>○球磨管内の幹線農業用水路である幸野溝及び百太郎溝では、令和2年7月豪雨により、異常出水や土砂流入が発生し、両溝が溢水し、農地への湛水被害や周辺家屋への浸水被害が発生。</li> <li>○そこで、地域の関係農家の協力を得て、「田んぼダム」に実験的に取り組み、その結果を踏まえ、球磨管内の水田へ広く普及させ営農継続と水田の貯留機能のフル活用を推進。</li> </ul>

取組み名	奥山への広葉樹の導入など多様で健全な災害に強い森づくり
担当課	農林水産部（森林整備課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林経営管理制度の着実な推進や、針広混交林化を目指す強度間伐等の適切な森林整備等に取り組み、災害に強い森づくりを推進。</li> </ul>

## ○ 災害時の命綱となる伝達機能の強靭化

取組み名	戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、あらゆる手段による避難の発信力強化
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課） 土木部（河川課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村に対して、避難情報の難聴対策として全世帯への防災行政無線の戸別受信機の設置などを働きかけ、住民への確実な避難情報伝達を促進。</li> <li>○確実に避難情報等を伝達するため、消防団等が各戸に対して避難の呼びかけを実施。</li> <li>○熊本県防災情報共有システムの機能を活用した Yahoo 防災等の SNS での発信など、情報伝達手段を多重化。</li> <li>○ダムの放流等の情報が、住民に緊急性や切迫感をもって直感的に伝わるよう、警報サイレン吹鳴方法の改善や警告灯を増設（放流段階毎で回転灯の色を変える等）。</li> </ul>

取組み名	通信回線の多重化による災害に強い情報通信網の構築
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（情報政策課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者と連携して、地域振興局ごとなど、災害時における通信機能の脆弱性を洗い出し、様々な通信手段による多重化を比較検討し、防災通信機能の強靭化を図る。</li> </ul>

取組み名	河川監視カメラや危機管理型水位計の増設
担当課	土木部（河川課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで県全体で河川監視カメラ 141 基（通常型 60 基、簡易型 81 基）、水位計 187 基（通常型 90 基、危機管理型 97 基）を設置（うち球磨川水系ではカメラ 12 基、水位計 19 基設置）しており、「川の水位情報」等のサイトで情報を配信。</li> <li>○令和 2 年度は、7 月豪雨で被災したカメラや水位計の復旧工事を行うとともに、新たに万江川にカメラ 2 基、水位計 2 基を増設予定。</li> <li>○カメラや水位計の配置計画を見直し、住民の速やかな避難行動につながる、情報発信の強化拡充を推進。</li> </ul>

取組み名	ライブカメラや SNS 等を活用したスマート防災の実現
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課） 土木部（河川課）
取組みの概要	○市町村に対して、河川監視カメラ設置の働きかけを実施。 ○ローカル 5G などの情報通信技術を活用し、災害に強い河川ライブカメラの映像や SNS 等を活用した防災情報を発信。 ○熊本県防災情報共有システムの機能を活用した Yahoo 防災等の SNS での発信など、情報伝達手段を多重化。

## ○ 確実な避難による「逃げ遅れゼロ」

取組み名	最大規模の洪水（L2）に対応したハザードマップ作成と流域住民参加型訓練の実施
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課） 土木部（河川課）
取組みの概要	○市町村に対して、L2に対応したハザードマップへの更新及びホームページ等を活用した全住民に対する普及・周知に努めるよう働きかけを実施。 ○梅雨入前にL2に対応したハザードマップ等を活用した全流域住民参加型の避難訓練等を実施。

取組み名	全ての流域市町村における実効性のあるタイムラインの策定
担当課	知事公室（危機管理防災課） 土木部（河川課）
取組みの概要	○球磨川水害タイムラインの運用市町村の拡大に向けた国、市町村との検討を実施。 人吉市、球磨村：平成29年度から運用開始 八代市：令和元年度から運用開始 ○マルチハザードタイムラインの作成の推進 人吉市：令和2年度から試行版運用開始

取組み名	命を守る「マイタイムライン」の普及と率先避難者（ファーストペングン）の育成
担当課	知事公室（危機管理防災課）
取組みの概要	○マイタイムラインの普及により、「自分の命は自分で守る」意識を醸成し、「率先避難者（ファーストペングン）」を育成。 ○具体的には次の取組みを実施。 ①マイタイムラインの作成手引きと様式の作成 ②マイタイムライン作成機能を備えたホームページの作成 ③教育委員会や学校と連携した児童生徒や家庭への浸透 ④タブロイド版によるマイタイムラインの全世帯への周知 ○マイタイムラインやハザードマップとリンクし、豪雨災害を想定した全県民を対象とする参加型訓練を実施。

取組み名	地区防災計画の作成や地域のリアルハザードマップ化（街頭への浸水深や避難所などの標識設置）
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課）
取組みの概要	<p>○市町村と連携し、地区防災計画の策定やリアルハザードマップの作成（街頭への浸水深や避難所などの標識設置）などを推進することで、「地域ぐるみで命を守る」意識を醸成。</p> <p>○地域の防災力を高めるために、共助の要である自主防災組織や防災士などの地域防災リーダーの実践的なスキルアップを支援。</p> <p>※地区防災計画は、近隣住民の声掛けや地域の自発的な防災活動を盛り込み、地域全体での早めの避難が実践、継続されるようなものとする。</p> <p>＜参考＞ 自主防災組織の組織率は近年横ばいで、活動率は上昇しているが、地域の実情に応じ、災害時に活きる実践的な取組みを実施している組織は少ない。【組織率 83.6%（H31.4.1現在）、活動率 92.7%（R2.3.31現在）】</p>

取組み名	広域避難や予防的避難の実施、安全で身近な避難場所・避難路やヘリポート等の確保
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課）
取組みの概要	<p>○広域避難のための避難先や避難者の移動手段の検討など、市町村における広域避難の事前準備を促進。</p> <p>○各種広報媒体や市町村説明会など、あらゆる機会を捉えて予防的避難の働きかけを実施。</p> <p>○L2に対応した指定避難所、指定避難場所の見直し（高台移転を含む）及び十分な確保に向けた市町村への働きかけを実施。</p> <p>○通行規制などの情報を防災ホームページ「防災情報くまもと」で提供。</p> <p>○市町村に対して、避難所等に安全に避難するための避難路や緊急用ヘリポート等の整備の働きかけを実施。</p>

取組み名	地域の防災情報やダムなどの治水に関する正確な知識の共有
担当課	知事公室（危機管理防災課） 土木部（河川課） 教育庁（学校安全・安心推進課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊本県防災情報メールサービス、SNS、防災ホームページ「防災情報くまもと」の利用促進。</li> <li>○熊本県防災情報メールサービスの機能強化。</li> <li>○中小河川における水害の被害軽減を図るため、河川水位等の防災情報の伝達、入手の方法や浸水想定区域図の見方、ダム操作や異常洪水時防災操作等について、正確な知識を県民の皆様に広く周知するために、県職員出前講座等を実施。</li> <li>○豪雨災害による教訓を後世に伝えるとともに、今後の災害対応の強化を図るため、学校の防災教育と防災管理の充実に取り組む。</li> <li>○令和3年度は、球磨人吉地域にある県立学校2校を拠点校に指定し、教職員の防災対応能力を高める実践的な避難訓練を実施するとともに防災教育、訓練手法等を開発・普及。</li> <li>○専門家等の指導・助言を受けながら安全管理体制の構築や地域・関係機関等との連携体制を構築。</li> </ul>

## ○ 災害弱者への支援の徹底・災害時の財産被害への備え

取組み名	高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での要支援者個別計画の作成・検証
担当課	健康福祉部（健康福祉政策課地域支え合い支援室） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が策定する避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画について、今回の豪雨災害を踏まえた、検証や見直しを支援。</li> <li>○個別計画については、全市町村で策定済み（一部策定を含む）だが、策定率の向上とともに、災害発生時においては、当該計画の実効性の確保が必要。検証結果をもとに、防災訓練等での当該計画の活用等を市町村に働きかけていくとともに、意見交換会の開催等により支援を実施。</li> </ul>

取組み名	要配慮利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施
担当課	知事公室（危機管理防災課） 健康福祉部（健康福祉政策課） 土木部（河川課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洪水浸水想定区域内における全要配慮者利用施設の計画作成の早期完了を目指し、要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成率が低い市町村と合同で、施設管理者向けの説明会を重点的に開催。</li> <li>○利用者の円滑かつ迅速な避難につながるよう、要配慮者利用施設が行う避難訓練実施を支援。</li> </ul>

取組み名	ローカル5Gなどの通信技術を活用した避難支援システムの構築
担当課	知事公室（危機管理防災課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報端末の活用により、浸水想定区域における災害弱者の状況を把握し、避難を支援するシステムを構築。 ※GPS機能と浸水想定区域図、降水予想等から避難情報が情報端末に届くとともに、避難行動センターに避難情報と災害弱者の位置情報が届くシステムをモデル地区で構築。</li> <li>○熊本県防災情報メールサービス、SNS、防災ホームページ「防災情報くまもと」の利用促進。</li> </ul>

取組み名	浸水想定エリアの住民への家屋や農作物等に対する保険等への加入促進
担当課	知事公室（危機管理防災課） 企画振興部（川辺川ダム総合対策課） 農林水産部（団体支援課）
取組みの概要	○市町村に対して、浸水想定エリアの住民の水災保険等への加入促進の働きかけを実施。 ○球磨川流域における農業者等に対し、農作物等の農業共済や収入保険制度への加入を強力に促進。

## I すまい・コミュニティの創造

～ 安全・安心な住まいの確保と子どもも高齢者も暮らしやすいまちづくり～

取組み名	かさ上げ等による宅地再生と高台等の安全な場所への移転促進
担当課	企画振興部（地域振興課） 土木部（建築課、砂防課）
取組みの概要	○被災地域の住民の意向を踏まえた円滑な生活基盤の復旧を行うため、防災集団移転を含めた住民間の合意形成に向けた取組みを支援。 ○被災者が安心して住み続けることができるよう、地域のつながりを重視した被災宅地の復旧と土石流で堆積した土砂の活用も視野に、宅地の嵩上げを支援。 ○がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命・財産を守るため、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの住宅移転を推進。

取組み名	景観に配慮した中層等災害公営住宅の整備
担当課	土木部（住宅課）
取組みの概要	○被災者の恒久的な住まいを確保するため、地域特性に応じた安全・安心な災害公営住宅の整備を行う市町村を支援。

取組み名	垂直エレベータの整備など、介護施設等における防災・減災対策の推進
担当課	健康福祉部（高齢者支援課、障がい者支援課）
取組みの概要	○今後の水害に備え、介護施設等における垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を支援。

取組み名	応急仮設住宅等の提供による住まいの確保
担当課	健康福祉部（健康福祉政策課すまい対策室） 土木部（住宅課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災された方々が安心して暮らせる生活の場を提供するため、県産木材を使用するなど「あたたかさ」と「ゆとり」と「ふれあい」のある応急仮設住宅を提供。</li> <li>○被災市町村と連携し、建設地の確保、必要戸数の把握をしながら建設を推進。</li> <li>○建設型応急住宅（R2.11.16 現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>・八代市 40戸、人吉市 380戸、芦北町 60戸、津奈木町 10戸、相良村 24戸、山江村 25戸、球磨村 269戸</li> <li>・建設戸数 808戸（24 団地）のうち完成戸数 737 戸（20 団地）</li> </ul> </li> <li>○ムービングハウスの設置（R2.9.28 現在、808戸の内数） <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画 68戸、完成 68戸</li> </ul> </li> <li>○賃貸型応急住宅（R2.10.25 現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居戸数 500戸、1,223人</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	災害廃棄物の早期適正処理
担当課	環境生活部（循環社会推進課）
取組みの概要	<p><b>【方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物処理が迅速かつ適正に行われるよう、市町村の仮置場運営、分別収集及び公費解体等を支援。</li> <li>○市町村及び関係団体と連携し、再生利用（リサイクル）と減量化を図りながら、発災後1年6ヶ月以内（令和3年（2021年）12月まで）に災害廃棄物の処理を概ね終了。</li> </ul> <p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○片付けごみの搬入を概ね終了した災害廃棄物仮置場では、解体ごみ搬入に備えた場内整備等を実施（R2.10.31 現在）</li> <li>○公費解体の申請受付状況（R2.10.31 現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内 23 市町村で、公費解体を実施予定。</li> <li>・実施予定の全ての市町村で申請受付開始。（6 市町で申請終了）</li> <li>・1,080 件の申請を受理。（延べ 2,331 件の相談あり）</li> </ul> </li> </ul> <p>※自費解体の費用償還に係る相談・申請も含む。</p>

取組み名	リバースモーゲージ利子助成等を活用した県独自の住まいの再建支援
担当課	健康福祉部（健康福祉政策課すまい対策室）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者世帯の自宅再建を支援するため、リバースモーゲージ型の融資を利用して自宅を再建する場合に、その利子に対して助成。</li> <li>○子育て世帯を含む多くの世帯の自宅再建を支援するため、住宅融資を受けて自宅を再建する場合に、その利子に対して助成。</li> </ul>

取組み名	「地域支え合いセンター」による被災者の生活再建に向けた総合的な支援
担当課	健康福祉部（健康福祉政策課地域支え合い支援室）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域支え合いセンターにおいて、仮設住宅入居者等の見守りやサロン活動等によるコミュニティ形成を支援。</li> <li>○7市町村において地域支え合いセンターが活動中。 (八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村)</li> <li>○支援対象世帯（R2.10.15現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>・3,775世帯（「応急仮設住宅等入居世帯」や「知人・親戚等宅、在宅で住まいの再建や健康状態に不安がある又は地域コミュニティからの孤立化が懸念される世帯等」）</li> </ul> </li> <li>○県地域支え合いセンター支援事務所（社会福祉協議会）の支援員を増員し、市町村センターの円滑な運営を支援中。</li> </ul>

取組み名	介護予防等を図るリハビリテーション活動の支援
担当課	健康福祉部（認知症対策・地域ケア推進課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域におけるリハビリテーション活動を推進するため、リハビリテーション等専門職を派遣し、被災市町村のニーズを踏まえた応急仮設住宅の環境調整、介護予防に資する運動指導、地域の会議等における助言や研修等を実施。</li> <li>○具体的には、球磨、八代、芦北における避難所や仮設住宅等において医療機関や介護老人保健施設、その他職能団体等の専門職が活動を実施。</li> <li>○復興リハビリテーションセンター稼働状況（R2.11.15現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣人材登録：186名</li> <li>・支援実施人数（派遣人数）：延べ190名</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	みんなの家を活用した地域コミュニティの確保
担当課	健康福祉部（健康福祉政策課すまい対策室） 土木部（住宅課、建築課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の孤立等を防ぐため、やすらぎの場としての「みんなの家」の整備を進め、地域コミュニティの再生を図る。</li> <li>○応急仮設住宅団地では、規模により談話室（40 m<sup>2</sup>程度）及び集会所（60 m<sup>2</sup>程度）の2つのタイプの「みんなの家」を整備、6市町村 17 団地 20 棟を建設予定。</li> <li>○「みんなの家」の整備を通して、住民がやすらぎ、コミュニティを再生できる場を確保。</li> </ul>

取組み名	住民の意向に沿ったコミュニティ再生の支援
担当課	企画振興部（地域振興課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域の住民の意向を踏まえた円滑な生活基盤の復旧を行うため、防災集団移転を含めた住民間の合意形成に向けた取組みを支援。 〔地域コミュニティ再建・集落再生までに想定される市町村と連携した取組〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会の開催</li> <li>・合意形成のためのワークショップの開催</li> <li>・住民アンケート（意向調査）の実施</li> <li>・移転計画等の策定</li> </ul> </li> <li>○市町村による買い物や生活交通確保等の取組みを支援し、被災地域のコミュニティの維持に繋げる。</li> </ul>

取組み名	こころのケアセンターによる巡回・相談などを通じた被災者のこころのケア
担当課	健康福祉部（障がい者支援課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉センター、保健所、熊本こころのケアセンター等が関係市町村と連携し、被災者等に寄り添ったこころのケアを支援。</li> <li>○生活再建プロセスで生じる二次的ストレスに起因する心身の変調などが過去の災害でも指摘されており、環境の変化による孤立化等を防ぐため、中長期にわたる被災者の支援が必要。</li> </ul>

取組み名	球磨村や八代市坂本町等の医療・福祉・教育・金融・行政などの生活サービス基盤の早期再建
担当課	健康福祉部（医療政策課、認知症対策・地域ケア推進課、高齢者支援課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、薬務衛生課） 総務部（私学振興課、市町村課） 教育庁（施設課、高校教育課）
取組みの概要	<p>○政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧するため、災害復旧費補助金により国が直接費用の一部を助成。</p> <p>○災害でカルテが消失した場合等でも医療機関が患者データ等を参照できる「くまもとメディカルネットワーク」の利用を促進するとともに、地域の拠点病院が診療所等を支援する熊本型地域医療連携ネットワーク等を活用し、地域における持続可能な医療提供体制の再構築を支援。</p> <p>○被災した高齢者福祉施設、障がい者福祉施設の災害復旧を支援。</p> <p>○保育所など子育て・児童福祉関係施設や、幼稚園など教育関係施設の機能回復を早期に行うことで、充実した保育等の福祉や教育サービスを提供し、安心して子育てできる環境を確保。</p> <p>○被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八代清流高校：グラウンド、武道場等の浸水</li> <li>・芦北高校：校舎、体育館、グラウンド、農場・温室等の浸水</li> <li>・球磨中央高校：グラウンド、校長宿舎の浸水</li> <li>・球磨工業高校：法面崩壊</li> <li>・芦北支援学校：校舎、校長宿舎の浸水</li> <li>・芦北高校、球磨工業高校、芦北支援学校の実習用備品等の破損</li> </ul> <p>○復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定：10月下旬の1次査定で八代清流高校、球磨中央高校、芦北支援学校の補助額確定。芦北高校、球磨工業高校は令和3年1月実施の2次査定を受ける予定。</li> <li>・復旧工事：被害の大きかった芦北高校及び芦北支援学校校舎は、令和3年夏頃の完了を目指す。その他の工事は年度内に完了予定。</li> <li>・仮教室設置：芦北高校は、被災した1階の普通教室及び事務室等の視聴覚室等への転用により仮教室として使用。なお、介護実習室については、今年度中に、プレハブによる仮教室を設置予定。芦北支援学校は、芦北高校セミナーハウスを佐敷分教室の仮教室として使用。</li> <li>・産業設備の復旧状況：査定備品108点中、63点が今年度中に購入（修理）、うち22点が納品（修理）済、17点が発注済。45点は来年度購入（修理）予定。</li> </ul> <p>○被災状況（10市町村15校が被災）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・球磨村渡小、芦北町佐敷小・中：校舎、グラウンドの浸水等</li> <li>・芦北町湯浦小ほか7校：敷地内の法面崩壊等</li> </ul>

## ○復旧状況

- ・災害査定：10月下旬の1次査定で、市町村立学校10校の補助額確定。  
1月に2次査定1校、3次以降は時期未定。
- ・復旧工事：被害が甚大であった渡小、佐敷小、佐敷中は来年度以降の完了見込み、そのほかの学校は、概ね年度内完了を目指す。
- ・仮教室設置：佐敷小は10月から自校内の仮設校舎等で再開。渡小は一勝地小の教室等やコンテナハウスを使用。  
※通学路寸断により他校の教室を使用していた八代市八竜小と坂本中は、12月14日から元の校舎で再開予定。

## 《私立学校施設》

### ○浸水被害を受けた校舎等の復旧 (なりわい再建支援補助金を活用予定)

### ○被災状況

- ・専修学校1校、各種学校1校が床上浸水  
(被害総額：約84,000千円)

## 《代替バスの運行等による通学手段の確保》

### ○代替輸送バスの運行を行う鉄道会社への支援

- ・肥薩おれんじ鉄道(157,000千円・大型8台、対象生徒数：約360人)
- ・くま川鉄道(312,000千円・大型10台、小型3台、対象生徒数：約850人)

### ○JR肥薩線を利用する生徒の通学支援のための臨時タクシーの運行及び高速バス利用に係る運賃差額を助成。

### ○くま川鉄道を利用する定時制生徒の帰宅用タクシーの運行に要する経費を支援。

## 《被災市町村の行政体制確保の支援》

### ○県内市町村、九州地方知事会、全国市長会への派遣要請を行うとともに、総務省復旧・復興技術職員確保システム(令和2年度のみ)による自治法派遣(中長期)を要請。

### ○令和2年度分については、11月16日時点で63名の派遣が決定。

### ○任期付職員採用試験の合同実施を支援。

## II なりわい（生業）・産業の再生と創出

～一日も早い事業再開と地域の資源を生かした新たな“仕事の創出”～

取組み名	なりわい再建支援補助金等による事業再建
担当課	商工労働部（商工振興金融課、産業支援課） 観光戦略部（観光企画課、販路拡大ビジネス課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域の復興を進めるため、なりわい再建支援補助金を活用し、中小企業等の施設・設備の復旧を支援。熊本地震の影響、コロナ禍の影響、豪雨災害の三重苦にある事業者へは、一定の要件のもと、定額補助により支援。</li> <li>○中小企業等の事業再建を支援するため、経営課題の解決方法の提案等を行うよう支援拠点をはじめ、商工会・商工会議所等支援機関と連携し、復興期を見据えた相談体制を強化。</li> <li>○被災した中小企業等の経営安定化や経営再建のため、県の制度融資の枠の追加や信用保証料の全額補助など金融支援を実施。</li> <li>○被災事業者の生業再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動（ソフト事業）を支援し、地域産業全体の再興を総合的に後押し。</li> </ul>

取組み名	雇用の維持・確保及び離職者等の就労支援
担当課	商工労働部（労働雇用創生課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災した企業の雇用維持・確保を支援し、被災により離職した方や若年者を含めた就労を支援。</li> <li>○雇用指標（R2.9） <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全失業率（県内）3.3%（全国）3.0%</li> <li>・有効求人倍率（県内）1.10倍（全国）1.03倍</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	被災企業の事業継続支援と新たな投資の誘発
担当課	商工労働部（企業立地課）
取組みの概要	○被災地域における既立地企業に対し、市町村と連携した丁寧なフォローアップを実施することで、企業の定着や更なる投資促進を目指す。

取組み名	八代港の物流拠点強化と新規コンテナ航路の開設
担当課	商工労働部（企業立地課）
取組みの概要	○南九州の物流拠点としての機能強化、台湾、中国等へのコンテナ新規航路の開設、港の機能を活用した産業の創出（物流・食品等）に取組む。

取組み名	地域の活性化や課題解決を図るコミュニティビジネス等の支援
担当課	企画振興部（地域振興課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティビジネス等の起業に向けた取組みを支援。</li> <li>○地域人口の急減に直面している被災地において、人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして創設された、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、地域社会の維持や地域人材の就業機会の確保に向けた取組みを支援。</li> </ul>

取組み名	被災した農業者への営農再開等の支援
担当課	農林水産部（団体支援課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、むらづくり課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業者に対する緊急支援として、いち早く金融支援制度を創設するとともに、ニーズに応じて順次拡充。</li> <li>○被災農業者の営農継続・再開に向け、機械やハウス等の再建、緊急的な畜舎消毒や家畜の再導入、一時的な借地や機械借り上げ等を支援。</li> <li>○農業者が共同で行う被災農地等の応急復旧のために多面的機能支払制度の活用を推進。</li> </ul>

取組み名	農地・農業用施設や林業・治山施設等の早期復旧
担当課	農林水産部（農地整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課）
取組みの概要	<p>○被災した農地や、農道・水路等の農業用施設について、復旧を支援。</p> <p>○林道及び作業道の早期復旧を着実に進めるとともに、山地災害の早期復旧に向け、地域材や発生土砂の有効活用を図りながら復旧対策に着手。</p> <p>○被災した中間育成施設などの共同利用施設の復旧を支援。</p>

取組み名	仮設商店街の開設支援や商店街等の機能回復支援
担当課	商工労働部（商工振興金融課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備支援事業を活用して仮設商店街を設置する場合に、助成対象とならない経費の一部（土地の借地料、土地造成費等）を支援。</li> <li>○商店街災害復旧等事業費補助金を活用し、被災した商店街の共同施設等の復旧を支援。</li> </ul>

取組み名	海域・海岸に漂流・漂着した流木等の処理
担当課	環境生活部（循環社会推進課） 農林水産部（農地整備課、漁港漁場整備課） 土木部（河川課、港湾課）
取組みの概要	○海域・海岸に漂流・漂着した流木等については、海域の環境悪化、海岸機能の低下、船舶の航行及び漁業への影響等が生じるため、9月16日までに概ね撤去・回収作業を完了し、機能を回復。 ※現在、分別・運搬・処分を実施中。

### III 災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり ～いかなる災害が起きても、生命・財産・教育環境を守り抜くインフラの強靭化～

取組み名	国道 219 号をはじめとする県南地域道路の全面通行止めの解消
担当課	土木部（道路保全課）
取組みの概要	<p>《集落アクセス道路の啓開》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「陸の孤島」状態を解消するため、引き続き、集落アクセス道路の啓開作業を実施。</li> <li>○集落アクセス道路啓開状況（R2.10.31 現在） 162 集落で道路啓開作業完了。2 市村 4 集落（八代市 2 集落、相良村 2 集落）のアクセス道路が未啓開。完了見通しは、八代市は令和 3 年 3 月、相良村は令和 3 年度 4 ～ 6 月頃。</li> </ul> <p>《国道 219 号（八代市豊原上町～球磨村渡）の供用再開》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国や市町村と連携し、球磨川に架かる被災した鎌瀬橋の仮橋架設や車両防護柵の再設置（仮設含む）等を早期に実施。</li> <li>○通勤通学での迂回解消や物流交通の正常化のため、鎌瀬橋の仮橋架設や車両防護柵の再設置（仮設含む）し、国道 219 号（八代一芦北一人吉間）を早期に供用再開。</li> </ul>

取組み名	JR 肥薩線、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道の早期復旧
担当課	企画振興部（交通政策課）
取組みの概要	<p>《JR 肥薩線》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○JR 九州の検討を踏まえ協議を行い、県としての支援方法を検討。</li> <li>○復旧状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 九州において検討中</li> </ul> </li> </ul> <p>《くま川鉄道》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○くま川鉄道（株）・沿線市町村と連携し、復旧に向けた協議の場の設置、国への要望及び財政支援を実施。</li> <li>○復旧状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・くま川鉄道（株）の臨時取締役会において鉄道復旧を決定。</li> <li>・「くま川鉄道再生協議会」を設置し、復旧に向けた協議、国への要望等を実施予定。</li> </ul> </li> </ul> <p>《肥薩おれんじ鉄道》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○鹿児島県及び沿線市町と連携し、財政支援を実施。</li> <li>○復旧状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・11 月 1 日（日）全線運行再開（八代～佐敷）</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	道路・橋梁・電気・通信・水道などライフラインの早期復旧
担当課	企画振興部（情報政策課） 環境生活部（環境保全課） 土木部（道路保全課）
取組みの概要	<p>『道路・橋梁の本格復旧の推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域の生活再建を加速させるため、道路の災害復旧を実施。橋梁 10 橋及び国道 219 号等をはじめとする、被災した道路、橋梁を早期復旧。</li> <li>○災害査定の年内完了→順次発注 災害査定進捗状況（県南 3 局・R2.11.6 現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>八代：45 件中 43 件完了（96%）</li> <li>芦北：95 件中 95 件完了（100%）</li> <li>球磨：190 件中 76 件完了（40%）</li> </ul> </li> <li>○球磨村道の県の権限代行、建設アドバイザーの派遣、被災橋梁の受託などにより市町村道の復旧を支援。</li> </ul> <p>『通信ネットワークの早期復旧』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幹線の通信ルートについては、通信事業者が敷設している国道 219 号及び五家荘・五木村の 2 つの通信ルートが断線したが、7 月 7 日に五家荘・五木村ルートが復旧。9 月 12 日には国道 219 号が仮復旧し、通信ルートが復旧。</li> <li>○県南地域では、多くの自治体が自設でインターネットサービスや地上デジタル放送の転送サービス等を行っており、幹線の通信ルートの断線や市町村内の自設伝送路の断絶等により、それらのサービスに影響。</li> <li>○特に、八代市坂本町、球磨村全域、山江村の一部の地域では、土砂崩れ等による伝送路の断絶、主要設備の水没等により、テレビ視聴やインターネットの利用ができなかったが、現在は一部のエリアを除き復旧。</li> <li>○残りのエリアも、道路の復旧後に電力が回復次第、順次、市町村が復旧工事を実施する予定。</li> <li>○県は、通信ネットワークの早期復旧に向け、国への財政支援を要望するとともに、市町村の取組みを支援。</li> <li>○ケーブルテレビについては、新たに災害復旧事業が創設され、球磨村及び山江村では国の補助金等を活用し、本復旧工事を行う予定。</li> </ul> <p>『水道施設の早期復旧』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道施設の早期復旧を支援</li> <li>○最大断水戸数：約 28,000 戸 水道施設災害復旧費見込額：約 4.2 億円（R2.10.30 現在）</li> <li>○復旧状況（R2.11.10 現在断水戸数：地域営水道を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・八代市坂本地区：10 戸</li> <li>・球磨村：47 戸</li> <li>・山江村：4 戸</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	被災した警察施設・公民館等の早期復旧
担当課	教育庁（社会教育課） 県警本部（会計課）
取組みの概要	<p>『警察施設』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地域における新たなまちづくりの計画に応じ、防犯・災害拠点となる施設を整備。</li> <li>○被災した警察施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>・八代：坂本駐在所、川岳駐在所</li> <li>・球磨：二日町交番、渡駐在所、一勝地駐在所 等</li> </ul> </li> </ul> <p>『公民館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災した自治公民館数（R2.10.5現在）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・6市町村 83公民館において、床上浸水等の被害</li> </ul> </li> <li>○被災した自治公民館を所有する集落又は自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を令和2年7月豪雨復興基金で支援。</li> </ul>

取組み名	消防団詰所等の再建・災害車両・装備等の充実
担当課	総務部（消防保安課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災力の機能回復を促進するため、被災した民間団体等所有の消防団詰所、消防車両格納庫及び消防水利等の復旧に要する費用を支援。</li> <li>○市町村の消防施設設備の強化及び消防団の活性化を促進するため、消防ポンプ積載車、資機材搬送車の購入費用を支援。</li> <li>○国の資機材無償貸付制度や各種の助成事業により、市町村における消防装備の充実を支援。</li> </ul>

取組み名	代替バスの運行等による通学手段の確保、学校の再開・学習機会の確保
担当課	総務部（私学振興課） 教育庁（施設課、高校教育課）
取組みの概要	<p>『代替バスの運行等による通学手段の確保』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○代替輸送バスの運行を行う鉄道会社への支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥薩おれんじ鉄道（157,000千円・大型8台、対象生徒数：約360人）</li> <li>・くま川鉄道（312,000千円・大型10台、小型3台、対象生徒数：約850人）</li> </ul> </li> <li>○JR肥薩線を利用する生徒の通学支援のための臨時タクシーの運行及び高速バス利用に係る運賃差額を支援。</li> <li>○くま川鉄道を利用する定時制生徒の帰宅用タクシーの運行に要する経費を支援。</li> </ul> <p>『県立学校』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・八代清流高校：グラウンド、武道場等の浸水</li> <li>・芦北高校：校舎、体育館、グラウンド、農場・温室等の浸水</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・球磨中央高校：グラウンド、校長宿舎の浸水</li> <li>・球磨工業高校：法面崩壊</li> <li>・芦北支援学校：校舎、校長宿舎の浸水</li> <li>・芦北高校、球磨工業高校、芦北支援学校の実習用備品等の破損</li> </ul>
	<p>○復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定：10月下旬の1次査定で八代清流高校、球磨中央高校、芦北支援学校の補助額確定。芦北高校、球磨工業高校は令和3年1月実施の2次査定を受ける予定。</li> <li>・復旧工事：被害の大きかった芦北高校及び芦北支援学校校舎は、令和3年夏頃の完了を目指す。その他の工事は年度内に完了予定。</li> <li>・仮教室設置：芦北高校は、被災した1階の普通教室及び事務室等の視聴覚室等への転用により仮教室として使用。なお、介護実習室については、今年度中に、プレハブによる仮教室を設置予定。芦北支援学校は、芦北高校セミナーハウスを佐敷分教室の仮教室として使用。</li> <li>・産業設備の復旧状況：査定備品108点中、63点が今年度中に購入（修理）、うち22点が納品（修理）済、17点が発注済。45点は来年度購入（修理）予定。</li> </ul>
	<p>《市町村立学校》</p>
	<p>○被災状況（10市町村15校が被災）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・球磨村渡小、芦北町佐敷小・中：校舎、グラウンドの浸水等</li> <li>・芦北町湯浦小ほか7校：敷地内の法面崩壊等</li> </ul>
	<p>○復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害査定：10月下旬の1次査定で、市町村立学校10校の補助額確定。1月に2次査定1校、3次以降は時期未定。</li> <li>・復旧工事：被害が甚大であった渡小、佐敷小、佐敷中は来年度以降の完了見込み、そのほかの学校は、概ね年度内完了を目指す。</li> <li>・仮教室設置：佐敷小は10月から自校内の仮設校舎等で再開。渡小は一勝地小の教室等やコンテナハウスを使用。 ※通学路寸断により他校の教室を使用していた八代市八竜小と坂本中は、12月14日から元の校舎で再開予定。</li> </ul>
	<p>《私立学校施設》</p>
	<p>○浸水被害を受けた校舎等の復旧 (なりわい再建支援補助金を活用予定)</p>
	<p>○被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専修学校1校、各種学校1校が床上浸水 (被害総額：約84,000千円)</li> </ul>

取組み名	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による被災した児童生徒等への心のケア
担当課	教育庁（学校安全・安心推進課、学校人事課）
取組みの概要	<p>○心のケアや家庭への支援に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動を拡充（心のケアを必要とする児童生徒数 289 人（10月30日現在））。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの活動時間を 1,200 時間拡充</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの活動時間を 1,200 時間拡充</li> </ul> <p>○きめ細やかな授業と心のケアによる重点的かつ継続した指導を行うため、教員を加配</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教諭 7 名</li> <li>・養護教諭 1 名</li> </ul>

取組み名	被災した児童・生徒等に対する支援、放課後児童クラブ利用者の支援
担当課	総務部（私学振興課） 健康福祉部（子ども未来課） 教育庁（義務教育課、高校教育課）
取組みの概要	<p>○令和2年7月豪雨災害等により経済的に就学が困難となった者について、授業料等の減免を行う私立学校設置者を支援。</p> <p>○被災により経済的に就学困難となった小中学校の児童生徒の保護者へ学用品費や通学費、学校給食費等の就学資金を援助する市町村を支援。</p> <p>○被災により家計急変した世帯の高校生等を支援するため、育英資金の緊急貸与、返還猶予及び奨学のための給付金による支援を実施。</p> <p>○保護者等が被災したことにより、入学者選抜手数料の納付が困難になった児童・生徒について、令和3年度（2021年度）県立高等学校入学者選抜及び県立中学校入学者選抜手数料を免除。（対象：保護者等の持ち家が全壊又は大規模半壊の被害を受けた者、保護者等が死亡した者）</p> <p>○被災した家庭（半壊以上）の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料の全部または一部を支援。</p>

## IV 地域の魅力の向上と誇りの回復

～ 球磨川の宝を次代につなぎ、地域の恵みと誇りを生かす～

取組み名	歴史五百年の人吉温泉の復活
担当課	観光戦略部（観光企画課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災した宿泊施設の当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出などに関する団体の取組みを支援。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人吉温泉女将の会「さくら会」による観光客の呼び戻しに関する営業活動を支援</li> <li>・被災地視察ツアー造成や復興イベント開催を支援</li> <li>・教育旅行の受け入れに向けた旅行プランの構築</li> </ul> </li> <li>○マラソンやサイクリングと温泉を連携した商品開発と情報発信。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉とランニング・サイクリング等を組み合わせた商品造成</li> <li>・九州・山口サイクルツーリズムの情報発信</li> <li>・水上村のスカイヴィレッジなどと連携したスポーツ合宿の誘致</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	球磨川くだり・ラフティングの再開
担当課	観光戦略部（観光企画課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○球磨川くだり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の収益確保につながる取組みを支援</li> </ul> </li> <li>○ラフティング           <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層をターゲットに、球磨川ラフティング協会共通の商品開発や情報を発信</li> <li>・流出した備品等の購入を支援</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	大鍾乳洞球泉洞、道の駅「さかもと」の再開
担当課	観光戦略部（観光企画課） 土木部（道路保全課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○球泉洞の再開支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・球泉洞内案内表示版多言語化、音声案内設備設置</li> <li>・インストア動画制作、放映設備設置</li> <li>・お土産等商品の陳列棚設置</li> </ul> </li> <li>○道の駅「さかもと」の再開支援           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した道路施設の復旧（トイレ（建物含む）、浄化槽等）</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	国宝青井阿蘇神社、相良三十三觀音など被災した文化財の復旧
担当課	教育庁（文化課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青井阿蘇神社など被災した指定文化財等の復旧を支援。</li> <li>○被災状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・59件（県全体で83件）の文化財が浸水、土砂流入、法面崩壊等の被害。</li> <li>・被害額：約15億9,800万円（県全体で18億4,000万円）。</li> </ul> </li> <li>○復旧状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物は汚泥の除去、消毒、乾燥を、美術工芸品はクリーニング、応急処置を実施。</li> <li>・復旧に向けての工法検討や補助申請を支援。</li> </ul> </li> </ul>

取組み名	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されている施設等の再建
担当課	企画振興部（文化企画・世界遺産推進課） 教育庁（文化課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設（お堂や祠等）の再建を支援。</li> <li>○被害状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設：159件（被害額：307,700千円）</li> </ul> </li> <li>○被災した地域コミュニティ施設を所有する集落又は自治会等に対して、建替及び修繕に要する経費を令和2年7月豪雨復興基金で支援。</li> </ul>

取組み名	被災したエリアへの観光需要喚起策の実施
担当課	企画振興部（地域振興課） 観光戦略部（観光振興課、観光企画課、観光交流政策課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「くまもっと泊まろうキャンペーン」について、豪雨災害により事業効果を享受できなかった被災地等において実施。</li> <li>○国と連携し、GoToトラベル等の被災地特別枠を確保・実施。</li> <li>○デジタルマーケティング等を通じた国内外向けの正確な情報を発信。</li> <li>○地域にゆかりのあるアニメを活用した動画による魅力の発信。</li> <li>○被災地域における交流人口の促進のため、「WaWくまもとネットワーク」と連携し、地域で実施されるフットパス等の「歩き」を活用した取組みを支援。</li> <li>○地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組みを支援。</li> </ul>

取組み名	若者の地元定着、ふるさと回帰の促進
担当課	企画振興部（地域振興課） 商工労働部（商工政策課、労働雇用創生課） 教育庁（高校教育課）
取組みの概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県外の若者の移住、UIJターン支援の強化。</li> <li>○企業訪問やインターンシップ等による地元の若者と地元企業のつながりの創出支援。</li> <li>○市町村や関係団体と連携し、移住定住を促進することで、地域活動の担い手確保を支援。</li> <li>○高校生キャリアソポーター・熊本しごとコーディネーターの配置。</li> <li>○県内企業の理解促進のための保護者・生徒による県内企業訪問。</li> <li>○専門の学びにつながりのある県内企業での圏域を越えたインターンシップの実施。</li> <li>○地域社会や産業界と連携し、地域課題解決のための商品開発、企画・立案、販売実習等に取組む。</li> </ul>

## 発災当初の取組み（概ね3ヶ月）

### 事前の備えと救助活動

- ・ 市房ダムにおいて、下流域の復旧等への影響を考慮し、関係利水者と協議のうえ、その後の洪水を極力ダムにため込むための事前放流を3回実施（最大約240万m<sup>3</sup>の治水容量を確保）。(河川課)
- ・ 7月3日の11時29分に大雨注意報が発表された時点から、注意体制を取り、その後の大気警報、土砂災害警戒情報に併せて段階的に体制を拡充。7月4日4時50分の大気特別警報の発表に伴い、熊本県災害対策本部を設置。  
被害状況が明らかになる中、人命救助を迅速に行うため、自衛隊への災害派遣要請や緊急消防援助隊の応援要請等を実施。(危機管理防災課、消防保安課)
- ・ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁、国土交通省（TEC-FORCE）、九州電力、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日赤、その他の関係機関と活動調整会議を行い、人命救助、支援物資の輸送等、各部隊の活動を調整。(危機管理防災課)
- ・ 発災当初、市町村に危機管理防災課所属の自衛隊OB職員を派遣し、現地における警察、消防、自衛隊等の救助活動部隊と市町村との活動調整の場の設置に関する助言や具体的な活動調整について市町村へのアドバイスを実施。(危機管理防災課)
- ・ 発災当初、「安否情報確認等センター」を設置し、被災者の安否確認や救助状況などの問い合わせに迅速に対応。(危機管理防災課)
- ・ 7月4日から7月28日までの間、1都2府18県から広域緊急援助隊等797人の応援派遣を受け、救出救助、交通規制、警ら、避難所の訪問等を実施。(県警本部警備第二課)

## 医療救護活動

- ・ 発災当初から、災害派遣医療チーム（DMAT）を中心に、その他の支援団体とも連携を取りながら、被災者の救命処置、搬送支援、被災地の病院等での診療支援、医療情報の収集・伝達などを実施。（医療政策課）
- ・ 大規模な避難所では救護所を設置し、災害支援ナースを派遣するとともに、医療チームによる巡回を実施。その他、県、市町村で連携して保健師チームを組み、在宅の要支援者への巡回なども実施し、必要な支援へつないだ。

災害派遣医療チーム（DMAT）	延べ派遣数 300 チーム
国立病院機構医療チーム（NHO）	延べ派遣数 41 チーム
日赤救護班	延べ派遣数 97 チーム
日本医師会災害医療チーム（JMAT）	延べ派遣数 72 チーム
災害歯科保健医療チーム	延べ派遣数 105 チーム
熊本県栄養士会災害支援チーム	延べ派遣数 12 チーム
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	延べ派遣数 51 チーム
災害支援ナース	延べ派遣数 135 チーム
保健師 延べ派遣数 356 人	県 118 人、市町村 238 人
県外保健師等	延べ派遣数 725 人

（医療政策課、健康づくり推進課）

- ・ 発災当初から、災害医療コーディネーターの助言により、被災者の転院搬送を調整。

医療機関への転院	計 155 人
社会福祉施設への移送	計 80 人

（医療政策課）

- ・ 発災当初から、県看護協会や NPO 災害人道医療支援会（HuMA）等との連携により、被災医療機関の人材確保・支援を実施。（医療政策課）
- ・ 発災当初から、県薬剤師会が災害薬事コーディネーターを熊本県保健医療調整本部及び各地域の現地本部に派遣したほか、モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を球磨村さくらドームに設置するなど、被災地に必要な医薬品を提供。（薬務衛生課）

## 避難所等の運営支援と仮設住宅等の提供

- 各市町村が運営する避難所に対し、県職員の派遣（延べ 1,036 人）による運営支援を実施。（健康福祉政策課）
- 避難所では、避難者間の十分なスペースを確保するとともに、受付での検温と問診、手洗いや手指消毒、マスク着用の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策の周知・徹底を実施。（健康福祉政策課避難所等支援室）
- 避難所の住環境改善のため、国のプッシュ型支援等により空調設備、ダンボールベッド、布パーテーションなどを整備するとともに、「避難所カルテ」により各避難所の状況を把握し、必要な環境改善を促進。（健康福祉政策課避難所等支援室）
- 発災直後は、食料や飲料水、毛布などの県備蓄物資を、市町村からの要望に基づいて提供するとともに、国のプッシュ型支援の期間中は国と連携して支援物資を提供。避難所の多様なニーズに対応するため、市町村からの要請に応じた食料・飲料水・日用品等を、災害物資調達協定を締結している民間事業者等と連携して調達・提供。

主な国プッシュ型支援物資			
・ 食料品	約 118,000 点	・ 寝具・タオル	約 30,000 点
・ 飲料水	約 199,000 本	・ 電化製品	約 2,300 点
・ 衣類	約 35,000 点	・ 生活用品	約 59,000 点
・ 応急資材	約 74,000 点	・ 感染症対策・衛生用品	約 20,000 点

（健康福祉政策課避難所等支援室、商工政策課）

- 避難所において男女のニーズの違いなどに配慮するため、避難所チェックシートの配布及び女子更衣室等のプライベートスペースの設置について指導・支援を実施。また、性被害や DV 等の防止や相談窓口の周知のため、ポスター・チラシの配布による注意喚起を実施。（男女参画・協働推進課）
- 被災された方々が安心して暮らせる生活の場を一日も早く提供するため、住宅の応急修理制度の実施、応急仮設住宅の提供を推進。木造型仮設住宅について発災後 1 週間で建設に着手し、7 市町村 24 団地 808 戸を建設しており、11 月 16 日現在、20 団地 747 戸が完成。（健康福祉政策課すまい対策室、住宅課）

- ・ 仮設住宅団地内の被災者の孤立等を防ぐため、やすらぎの場として「みんなの家」の整備に着手。6市町村 17 団地に 20 棟の「みんなの家」を建設し、これまでに 14 団地 17 棟が完成。（建築課）
- ・ 住宅が被災し、居住できなくなった被災者に対し、公営住宅等の空室を一時的な居住の場として提供（県営住宅：10 世帯、国家公務員宿舎：4 世帯、市町村営住宅：249 世帯）。（住宅課）

## 要配慮者への支援

- ・発災当初から、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者への情報提供などを  
行い、福祉避難所、ホテルや旅館などに要配慮者の受入れを実施。

福祉避難所	11市町村で延べ2,474人受入（R2.9.18現在）
旅館・ホテル	受入施設数9施設、受入被災者数110人（R2.8.31現在）

(健康福祉政策課地域支え合い支援室、薬務衛生課)

- ・介護や福祉的支援を要する避難者のため、福祉避難所の開設、運営支援のほか、災害派遣福祉チーム（DCAT）等による避難所の支援ニーズの確認、要支援者へのサービスの提供（入浴支援等）、生活不活発病予防のための指導などを実施。  
また、人吉市内の宿泊施設を、小中高生がいる世帯などの避難所として活用できるよう、建築関係団体と連携した調査を行ったうえで、応急補修を実施。（健康福祉政策課地域支え合い支援室、避難所等支援室、認知症対策・地域ケア推進課、薬務衛生課、營繕課）
- ・発災当初に、被災ペットに関する相談窓口を設置したほか、協定に基づき、県獣医師会へ動物救護活動に関する協力を要請し、連携して巡回・相談会を実施。  
また、避難所にペット同行で避難された方について、ボランティアと連携した物資の支援を行ったほか、応急仮設住宅での被災ペットの受入れを関係市町村に要請。（健康危機管理課）
- ・八代児童相談所において、普段と様子が違うなど気になる子供について、相談を呼び掛ける保護者向けのチラシを作成し、避難所や市町村、相談機関等に配布。（子ども家庭福祉課）
- ・発災当初から、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の調整本部や拠点本部を設置するなど、関係機関と連携して被災生活による心のケアが必要な方々を支援。（障がい者支援課）
- ・被災生活により状況の悪化が懸念される在宅の高齢者や障がい者を対象に、介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職による個別訪問等を実施。（認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課）

- ・被災された方々に対して、当座の生活費についての緊急貸付（生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付）を、実施主体である熊本県社会福祉協議会と連携して実施。（社会福祉課）
- ・令和2年7月豪雨に係る国民健康保険等の一部負担金の免除等の実施について、発災当初から国と連絡・調整を実施。  
また、国からの実施連絡後、速やかに市町村（保険者）及び関係機関への通知を行うとともに、避難所における周知用チラシの掲示や報道機関への情報提供の他、県ホームページへの掲載、さらには、新聞広報（5紙）により広く県民や医療機関への周知を実施。（国保・高齢者医療課）

## ボランティアの受入れと協働

- ・ 社会福祉協議会の災害ボランティアセンターや支援活動を行う団体等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握しながら、被災者が一日でも早く元の生活に戻れるようボランティア活動を支援。  
また、より多くの様々な方々がボランティア活動に参加しやすい環境を整えるため、熊本市等発着のボランティアバスを運行。

ボランティア参加人数	36,640 人 (R2.11.10 現在)
ボランティアバスの運行	運行期間 : R2.7.17~R2.10.2

(健康福祉政策課地域支え合い支援室)

- ・ コロナ禍における災害で、ボランティアの募集が県内に限られていたが、ボランティアの減少を補い、被災者の生活再建支援を確保するため、災害廃棄物や土砂の搬出を公共事業等や地元民間事業者等に委託して行うなど、行政、民間事業者、ボランティアが連携した取り組みを実施。(健康福祉政策課地域支え合い支援室)
- ・ 県庁内に「くまもとボランティア事務局」を設置し、企業・団体向けにボランティアニーズ等の情報発信や被災地受入先とのマッチングを実施。

ボランティア登録企業・団体数	69 件 (R2.10.16 現在)
ボランティア参加者数	延べ約 4,000 人 (R2.10.16 現在)

(観光交流政策課・観光振興課)

## 孤立集落の解消

- ・ 発災当初に、自衛隊と連携して食料や飲料水などの県備蓄物資を、市町村からの要望に基づき孤立集落へ提供。（健康福祉政策課避難所等支援室）
- ・ 各地区役場や避難所及び孤立した 166 集落への緊急車両等のアクセスを確保するため 7 月 6 日から道路啓開作業に着手。（道路保全課）
- ・ 国道 219 号等では、7 月 7 日には避難所の一つである神瀬保育所へのアクセスを確保。（道路保全課）
- ・ 渡地区では、雨天の中 24 時間体制での復旧工事を行い、発災から 2 週間後の 7 月 18 日に球磨村役場と人吉方面とのアクセスを、7 月 27 日には芦北方面とのアクセスを確保。（道路保全課）
- ・ 発災直後から 8 月 7 日までの間、孤立集落解消の観点から、県職員延べ 58 人により、球磨村の林道の被害調査を実施。（林業振興課）
- ・ 土砂災害により多くの集落へのアクセス路が寸断された山間部では、市町村と連携しながら、林道を利用した迂回路の確保や県による村道啓開等を順次進め、被害が特に甚大だった球磨村では、9 月末までに全ての集落への啓開が完了。  
発災から 3 カ月後の 10 月 31 日時点で 166 集落のうち 161 集落のアクセスを確保。  
このほか、国道 445 号や宮原五木線などの主要幹線道路の啓開も並行して実施。（道路保全課）
- ・ 道路啓開状況は、適宜、内閣府と防災科学技術研究所で構成される ISUT に掲載（見える化）するなどして、復興に携わる関係機関へ情報を提供。（道路保全課）

## 行政機能の早期復旧

- ・ 発災当初から、市町村に情報連絡員を派遣し被害状況及び災害対応状況を把握するとともに市町村長のトップマネジメント機能を補佐する行政体制支援チームを派遣。また、役場庁舎での業務対応が困難となった球磨村の業務再開を支援。（危機管理防災課、人事課、市町村課）
- ・ 罹災証明書の迅速な交付につながるよう、住家被害認定に係る調査について、市町村担当者説明会や個別の助言指導を行うとともに、相談窓口の設置や調査の疑義に係る運用・解釈を示すなど、市町村の初動対応を重点的に支援。また、市町村の住家被害認定調査を支援するため職員を派遣。（危機管理防災課、税務課）
- ・ 農地・農業用施設の災害復旧の事業主体である市町村が、避難所運営等に人員を必要としており、災害箇所の迅速な調査が困難であったため、県職員（延べ136人）・県土地改良事業団体連合会職員等のチームで被害調査を代行。（農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課）

## 災害ごみ・土砂等の撤去

- ・ 災害廃棄物処理が迅速かつ適正に行われるよう、関係団体等と連携して、市町村の仮置場設置・運営や分別収集を支援。14 市町村が熊本県産業資源循環協会の支援を受けて仮置場を設置し、災害廃棄物の処理を実施。(循環社会推進課)
- ・ 公費解体の対象拡大(半壊を対象に加える)と地元負担の最小化について、熊本地震並みの制度を実現するとともに実施に向けた支援を実施。(循環社会推進課)
- ・ 宅地内に堆積した土砂等は、生活再建の第一歩として早急な撤去が必要なため、県では発災当初から国の災害復旧事業の活用や、広域的な堆積状況調査、撤去申請受付、工事発注、災害査定申請、土砂等の仮置き場確保等について、被災市町村へ技術的な支援を実施。また、躊躇なく土砂等の撤去に取り組めるよう、国補助の対象とならない経費を財政的に支援する新たな制度を創出し、被災市町村による早期着手を推進。(都市計画課)
- ・ 海岸等漂着物については、海域の環境悪化、海岸機能の低下、船舶の航行、及び漁業への影響等が生じるため、9月16日までに撤去・回収。(農地整備課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課)
- ・ 漁業者との連携により、約1,900m<sup>3</sup>の漂流物を回収。また、7月4日から7月31日までの間、国土交通省の海洋環境整備船「海煌」、「海輝」、「がんりゅう」の3隻と支援台船7隻の計10隻により、約16,400m<sup>3</sup>の漂流物を回収。(漁港漁場整備課)
- ・ 八代海や有明海において流木やごみ等が海岸、港湾・漁港に漂着したため、船舶の安全な航行や施設保全等のために県全体で約4.3万m<sup>3</sup>の漂着物を撤去。(農地整備課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課)
- ・ 災害廃棄物仮置場に、水道を使用せず微生物分解処理機能を有し、稼働状況を遠隔監視できるIoT機能を搭載してある、環境配慮型仮設トイレを設置。(環境立県推進課)

- ・被災建築物等からの石綿の飛散を防止するため、関係者に対して3地域（県庁、八代地域振興局、球磨地域振興局）で説明会を開催するとともに、被災地域の監視に取り組み、実施されていた解体等工事のうち141件の現場に立ち入り、関係者への指導助言を実施。（R2.11.10現在）（環境保全課）

## 生活インフラの復旧

- ・ 水道施設の被害状況等調査及び応急給水支援、応急復旧のための技術的助言・指導を行い、水道施設の早期復旧を支援。(環境保全課)
- ・ 甚大な被害を受けた人吉市の下水道施設について、国土交通省、日本下水道事業団と連携して、県からリエゾンを派遣（7月5日～8月31日）。(下水環境課)
- ・ 人吉市の下水道処理機能の停止を受け、汚水の溢水防止や適正処理のため、球磨川上流流域下水道で汚水の受け入れ及び水質調査を実施。  
また、下水道 BCP に基づき、県内市町村と協議調整を行い、人吉市の下水道施設へ支援物資調達の調整、各種事務処理等を支援するとともに、下水道施設応急復旧支援のため、球磨川上流及び八代北部流域下水道から発動発電機の貸し出しを実施。(下水環境課)
- ・ 人吉市の下水処理場に隣接する人吉球磨広域行政組合汚泥再生処理センター（アクリパーク）も浸水により処理機能が停止したことから、環境省や循環社会推進課と協議のうえ、人吉・球磨地方の10市町村のし尿、浄化槽汚泥を球磨川上流流域下水道で受け入れ。(下水環境課)
- ・ 被災後、避難所にいる方々に対し、帰宅後、合併浄化槽を動かすにあたって、ブロワの通電事故等について注意喚起。  
また、公益社団法人熊本県浄化槽協会を通じて、会員企業に対し、被害浄化槽の把握及び町村浄化槽担当課への連絡等の協力を依頼。(下水環境課)
- ・ 被災浄化槽の復旧に係る国の助成制度について、各市町村に情報を提供するとともに、被災浄化槽の復旧に係る補助金の要望調査を8月に実施。  
また、国の循環型社会推進交付金を活用し、市町村が設置者へ助成した場合の県から市町村へ補助を12月補正予算で計上予定（8市町村、170基分）。(下水環境課)

## 公共土木施設等の復旧

- ・ 災害への初動対応等を目的とする土木部災害応援職員について、7月5日から芦北土木・球磨土木へ派遣し、被害状況の情報収集を実施。(河川課)
- ・ 県南地域の洪水による浸水状況を調査するため、委託業者に調査依頼を行い、7月5日から県南地域の調査活動を開始し、浸水状況、被害状況の調査を実施。(河川課)
- ・ 護岸が被災した山田川や万江川等について、背後地の住家等を守るため、職員が現地を直接確認のうえ復旧工法を決定し、応急対策を実施。(河川課)
- ・ 河川の埋塞や河川施設に甚大な被害を受けた球磨川中流部の9支川について、7月28日から国の権限代行により、土砂・流木撤去、河岸防護、土砂止め設置等の緊急的な対策が9月30日に完了。(河川課)
- ・ 人吉市西大塚町で発生した地すべりに起因した砂防施設災害について、地すべりの動きを観測するための計測機器を設置し、緊急時の避難体制に関する地元説明会を実施。(砂防課)
- ・ 土砂災害発生箇所における二次災害防止を目的に、災害関連緊急事業のうち工事初期の応急仮設部分の申請を行い、発災から約40日で、大型土のうによる渓流の流路確保や、人家を保護するための仮設防護柵等の応急対策を完了。(砂防課)
- ・ 7月22日からは国の権限代行により流出を免れた大野大橋などを利用して多方面から復旧工事が行われ、8月11日には、国道219号と一部県道を組み合わせ、八代一人吉間の啓開が完了。(道路保全課)
- ・ 9月4日には、国の権限代行により、一部流出した西瀬橋(県道人吉水俣線)の橋桁の応急工事が完了。(道路保全課)

- ・ 国道 219 号線の啓開に合わせて林道を啓開するため、工事書類作成支援や応急復旧を実施。  
また、災害査定に係る査定設計書の作成について、延べ 144 人による支援を実施。  
(林業振興課)
- ・ 人吉市、八代市坂本町などの被災地一帯では、発災により多数の信号機が水没したが、24 時間体制で復旧工事を行い、8 月 27 日までに 22 基の仮復旧を完了。(県警本部交通規制課)

## 教育環境の回復・文化財の復旧

- ・ 発災当初から現地調査等により学校施設の被害状況を把握。建物被害の大きかった県立学校2校は、浸水被害のなかった校舎上層階やセミナーハウス等を仮教室に転用することとし、空調機の設置や給食施設整備工事等応急対応を迅速に行い、学校の機能を回復。  
また、被災した市町村に職員を派遣し、市町村立学校の被災状況調査や技術的助言を行う等、市町村の復旧を支援。(施設課)
- ・ 発災当初から現地調査により県立学校の産業教育設備の被害状況を把握。7月20日の学校再開にあたり、当面必要な実習設備・実習器具等を他校から搬入し、学習環境を整備。(高校教育課)
- ・ 発災当初から、県立学校（3校）、教育事務所（2事務所）、市町村教育委員会（4委員会）に、応援職員（延べ77人）を派遣し、通常業務の支援、児童生徒の登下校支援、避難所運営支援等、学校再開に向けた人的支援を実施。(教育政策課)
- ・ 発災当初に被災地の状況を早急に把握するため、被災地域の小・中・県立学校・教育委員会等計28箇所に6名の学校支援チーム（先遣隊）を派遣し、支援ニーズを把握。把握したニーズを踏まえて、小・中・県立学校・教育委員会等計15箇所に15名の隊員を派遣し、教職員及び児童生徒の心のケアに関する助言を実施。  
また、教職員の業務支援のため、小・中学校10校に延べ28名の隊員を派遣。(教育政策課)
- ・ 発災当初から球磨・芦北・八代教育事務所管内の小学校23校、中学校17校、高校13校、特別支援学校1校に延べ177人のスクールカウンセラー（以下、SC）を派遣し、災害時の心のケアの留意点等について教職員への助言を実施。  
さらに、被災の状況等から特に支援を要する学校18校を重点支援対象校とし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するとともに、3教育事務所SCの活動時間を拡充し、支援を充実。(学校安全・安心推進課)

- ・スクールソーシャルワーカーにおいては、その後の家庭の経済的困窮等の課題に対する支援のため、重点支援対象地域の3教育事務所と県立学校8校に活動時間を拡充。(学校安全・安心推進課)
- ・被災した児童生徒に対してきめ細かな学習指導を行うため、教員を加配。また、既存の体験ボランティアチームに加え、県内大学等の学生や社会人から学習支援ボランティアチームを募り、人吉・球磨管内の避難所及び八代管内の学校に延べ180チーム、延べ262人を派遣。(学校人事課、社会教育課)
- ・特に被害が甚大であった八代、芦北、球磨管内の小中学校への教職員の短期派遣、被災した市町村立学校へのスクール・サポート・スタッフの配置により、教員の負担軽減に向けた人的支援を実施。(学校人事課)
- ・鉄道の運休により通学困難となった高校生等の通学手段の確保のため、代替バスを運行する鉄道会社や高速バス利用運賃助成及び通学タクシーの運行を行う県立学校の保護者団体に緊急措置として経費を補助。(高校教育課)
- ・文部科学省の事業(事業者と連携したICT環境整備による学習支援)を受け、被災した学校の状況を把握して事業者との調整を行い、球磨村立渡小学校をはじめ被災した学校にパソコン等を配備。(教育政策課)
- ・災害救助法に基づき、教科書等の学用品の無償支給の手続きを迅速に実施。また、家計急変世帯(非課税相当\*)への授業料の減免や授業料以外の教育費の支給、熊本県育英資金の緊急貸与及び返還猶予等を行い、被災した児童生徒に対して経済的な支援を実施。\*授業料の減免では、収入910万円未満が対象。(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、学校人事課)
- ・被災市町村職員に代わって文化財被災状況を把握し、国への報告を行うとともに、被災した文化財の復旧工法について助言を行うなど、復旧を支援。また、発災直後から民間所有の文化財のレスキューを開始し、関係部局(県立美術館・図書館、博物館ネットワーク)と連携して被害にあった住宅や寺社等から17件934点を救出し、クリーニングや応急措置を実施。(文化課)

## 商工観光業への支援

- ・ 県内企業や宿泊、観光施設に対する直接の聞き取り調査や、商工会や商工会議所等を通じた照会により、県内商工観光業における被害額調査を実施。  
また、被災企業に対して、各種支援策の情報提供等を実施。(商工政策課、商工振興金融課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課、観光企画課)
- ・ 迅速な復旧復興の支援につなげるため、熊本県商工会連合会の主催のもと、県、日本政策金融公庫、熊本県信用保証協会、くまもと共済と連携し、7月13日～7月17日までの5日間、芦北地区（芦北町商工会）、八代地区（八代商工会千丁支所）、球磨地区（中小企業大学校人吉校）において「緊急相談会」を開催し、被災事業者の不安解消や要望聴取など相談対応を実施。(商工振興金融課)
- ・ 被災事業者への資金繰りを支援するため、政府系金融機関において「災害復旧貸付」が実施されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る実質無利子の資金用途について、災害復旧資金まで拡充。また、県においても、信用保証料全額補助の災害対応資金を創設し、融資枠100億円を確保。(商工振興金融課)
- ・ 被災地域の復旧及び復興を促進し、被災事業者の早期復旧を支援するため、国へ要望し、「なりわい再建支援補助金」等を創設。  
県下19ヶ所に相談窓口を設置し、申請書作成の相談等に対応するとともに、補助金の申請受付や電話相談を行う受付センターを県庁そばに設置。(商工振興金融課)
- ・ 被災事業者の生業再建に向け、当面の収益確保や地域産業一体となった賑わい創出など、地域の核となる団体の活動（ソフト事業）を支援し、地域産業全体の再興を総合的に後押しする被災地域産業再興支援事業を創設。(観光企画課)
- ・ 被災した球磨焼酎酒造場等に対して、被害状況の現地調査、商品の再現に必要不可欠な蔵付微生物収集のためのふき取り調査及び蔵付酵母分離のための技術支援等を実施。(産業技術センター)
- ・ しごと相談・支援センターやジョブカフェ・ブランチで労働相談や就労支援を実施するとともに、雇用調整助成金など国の助成制度を活用するためのアドバイザー（社会保険労務士）を企業に派遣。(労働雇用創生課)

- ・ 誘致企業等からの支援物資の提供の申し出に対し、市町村等のニーズを確認し、マッチングを実施。また、誘致企業等からの義援金やふるさと納税（令和2年7月豪雨支援分）の受け入れの調整等を実施。（企業立地課、商工政策課）

## 農林水産業への支援

- ・ 農作物被害の拡大防止等を図るため、必要な栽培管理の留意点等を取りまとめた「豪雨後の農作物管理緊急情報」を県ホームページや市町村、JA の関係団体を通じて農業者へ周知。(農業技術課)
- ・ 7月14日から、県内11カ所(広域本部・地域振興局内)に、農業に関する様々な相談(栽培技術・販売・制度融資・復旧)をワンストップで受ける「営農相談窓口」を設置。(農業技術課)
- ・ 1日も早い営農再開を図るため、田畠に流入した土砂の緊急土壤調査を実施し、pH、肥料成分等に特段の異常がないことを確認。(農業技術課)
- ・ 7月16日、球磨村で孤立している民間種豚場から、種豚等の救出支援について協力要請があったため、自衛隊へ協力を依頼し、自衛隊、村、農業団体及び県が連携して救出。(畜産課)
- ・ 8月21日、知事専決処分にて予算化した「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」への県独自の上乗せ支援などにより、農業用機械等の復旧等を支援。また、復旧の要望とりまとめのため、被災市町村への人的支援を実施。(農地・担い手支援課)
- ・ 林内作業道の災害復旧に向け、マニュアルを作成して、事業体に復旧対策を周知するとともに、復旧に係る書類作成を支援。(森林整備課)
- ・ 被災した林産施設について、事業体に復旧対策を周知するとともに、復旧事業への書類作成支援等を実施。(林業振興課)
- ・ 7月6日から、八代海や有明海のアサリ漁場において、被害状況調査を実施し、被害状況に応じて、アサリ資源の早期回復に向けた対策を実施。(水産振興課)

- ・ 農林漁業者の痛みを最小化し、災害に負けずに経営継続できるよう、いち早く県独自の金融支援制度を創設するとともに、ニーズに応じて順次拡大するなど、熊本地震と同等の支援策を実施。（団体支援課）
- ・ 国及び県の農林漁業者向けの金融支援策を一覧化した「令和2年7月豪雨による被災農林漁業者の皆様への支援策一覧」を作成し、農林水産関係団体に周知。（団体支援課）
- ・ 被災したJAあしきたファーマーズマーケット「でこぽん」について、ECサイトを活用した販売支援を行い、7月21日から8月31日までに3,239個、6,658千円を販売。（流通アグリビジネス課）
- ・ ECサイトを活用した販売支援として、「食べて応援！くまもと県南豪雨復興支援キャンペーン」を実施し、10月末までに総数1,392個、4,808千円を販売。（流通アグリビジネス課）

## 農林水産業施設等の復旧

- ・ 営農継続・再開を急ぐ被災農地等の活動組織が行う応急措置や復旧を後押しするため、多面的機能支払制度の活用を周知し、被災 13 市町村・82 組織において、217 箇所 (R2. 10. 23 現在) で土砂撤去や流木除去等に同制度を活用。(むらづくり課)
- ・ 農地・農業用施設の災害復旧事業については、高度な技術を有する 9 地区について、県が市町村に代わり、県営事業としての実施を決定。(農地整備課)
- ・ 9 月 1 日から、芦北・球磨の地域振興局に専任の技術職員を配置し (芦北 2 人、球磨 5 人増員)、市町村が行う農地や林道、治山分野の災害復旧事業に関する実務指導や事業の進捗管理を実施。(農地整備課、林業振興課、森林保全課)
- ・ 市町村が行う災害査定への支援として、机上査定限度額の引き上げや熊本型簡素化査定を導入。また、9 月 23 日から災害査定を実施し、11 月 6 日までに 668 件の査定が完了。(農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課)
- ・ 7 月 5 日から 8 月 28 日にかけて、市町村が行う山地災害の被害状況調査へ 39 人の人的支援を実施。(森林保全課)
- ・ 山地災害について、緊急的に取り組むべき災害復旧等事業の一部について、円滑かつ迅速に対応するため、国と協議の末、芦北地域振興局管内の 36 箇所について、国の権限代行による事業実施が決定。(森林保全課)
- ・ 7 月 5 日から水産施設の被害状況調査を実施し、被災した共同利用施設の復旧工事の実施に向け、災害査定への支援などを実施。(水産振興課)

## 被災地の犯罪抑止・犯罪取締り等

- ・ 発災直後から被災地に警察官を派遣し、警戒、広報啓発等の犯罪抑止活動のほか、避難中の被災者に対して防犯指導及び相談受理を実施。また、10月からは仮設住宅を中心に警察官OBである被災地防犯アドバイザーによる同様の活動を実施。(県警本部生活安全企画課)
- ・ 被災した坂本駐在所と渡駐在所に移動交番車を配備し、施設が復旧するまでの一時的な防犯拠点とともに、大阪府警察や兵庫県警察からの応援を得て、パトカーによる被災地域のパトロール活動を実施。(県警本部地域課)
- ・ 発災直後から被災地において県警声掛け・訪問隊(県警ひまわり隊)による警戒活動及び災害に乘じた詐欺被害防止や交通事故防止を呼び掛ける個別訪問を実施。また、人吉市内の小学校の再開時には、登下校時間帯に見守り活動(8月及び11月に計10日間)を実施。(県警本部交通企画課)
- ・ 避難所における防犯を目的としたチラシを作成し、各避難所に配布。(くらしの安全推進課)
- ・ 災害に便乗した悪質な勧誘・商法等の事案の発生を未然に防止するため、各種媒体を活用した注意喚起を実施。(消費生活課)